

共同参画だより

- ▶ オリンピック・パラリンピックとジェンダー
 - ▶ 女性アスリートを取り巻く重要な問題
 - ▶ 防災シンポジウムのおしらせ



オリンピック・パラリンピックとジェンダー

スポーツの喜びを享受する権利は、性別やハンディキャップを超えたすべての人に平等であるべきものですよね。



新型コロナウイルス感染症予防ワクチンの接種が世界的に進む中、7月23日にオリンピック、8月24日にパラリンピックの開幕を迎えます。現在オリンピック競技の多くが男女それぞれの枠組みで行われますが、これを歴史上で考えると当然のことではなかったのです。

1896年のオリンピック第1回大会（アテネ）では、すべての競技について男性のみが参加を許されていました。当時の社会では女性がスポーツをすることが珍しく、偏見を受ける程のことでした。その後1900年の第2回大会（パリ）からは、国際オリンピック委員会によって「女性らしい」とみなされた一部の競技で女性に門戸が開かれ、徐々に女性が参加可能な競技数が増えていきました。夏季オリ

ピックとしては2012年の第29回大会（ロンドン）において、初めて全競技で女性が参加可能となりました。これがたった9年前のことなのです。このロンドン大会は全参加国・地域から女子選手が派遣された記念すべき大会でもあります。



この夏の東京大会は「多様性と調和」をコンセプトの一つに掲げ、「競技会場の内外でジェンダー平等について画期的で、より平等で包摂的な社会への道を開くものとする」という誓いが関係各組織団体により表明されています。パラリンピックは男女混合の競技が多いという特徴がある中で、こうした誓いのもとに史上最多の女子選手（出場選手4,400人のうち、少なくとも女子選手が1,756人）の出場が想定されています。また、オリンピック史上初のトランスジェンダー選手が代表入りを果たしていることも注目すべき点と言えるでしょう。競技の公平性の議論はありますが、世界的式典において、ジェンダーの歴史に新たなページが加わることとなります。このようにして着々と、性別をはじめ、人種・嗜好・価値観・信仰など様々な多様性が認められる世界へと、私たちは絶えず進化を続けていることがわかりますね。ダイバーシティの視点からも、この夏は大きな意味を持っているのです。



女子ゴールボールはロンドン大会で金メダルを獲得した競技で、今大会でも活躍が期待されます。

女性アスリートを取り巻く重要な問題

鍛え抜かれた肉体を駆使し、輝かしい功績を残すアスリート。しかしその反面、厳しい練習が選手の身体に重大な影響をもたらすことがあります。特に女性アスリートには、選手生命に大きな影響を及ぼす徴候として「女性アスリートの三主徴」（摂食障害の有無によらない利用可能エネルギー不足・無月経・骨粗しょう症）が指摘されています。

また、国立スポーツ科学センターが行った調査では、国内トップレベルの女性アスリートの25%が治療を必要とする月経困難症を有しており、7割超が月経前症候群（PMS）を自覚しているとの結果が出ています。これらの症状を放置することは、競技人生を超えて女性としての生涯に大きな禍根を残し得ますが、日本では欧米などに比べ産婦人科の受診率や治療に対する認知度が低いと言われています。女性パラアスリートにはこうした女性特有の問題に加え、パラスポーツの持つ課題（施設が非常に少ない、指導者不足など）も大きいため、競技活動を継続する上でより多くのハードルを有すると考えられます。女性パラアスリートに配慮された競技環境を整えることは、パラスポーツの普及のためにも喫緊の課題となっています。

こうした身体的なリスクと隣り合わせの女性アスリートの競技生活ですが、妊娠・出産というライフイベントによって第一線を離れざるを得なくなり、その後育児との両立の難しさから引退するというケースが多いのが実情です。女性アスリートが妊娠中もトレーニングを続け、出産後に競技復帰をした事例が少ない日本では、妊娠・出産に伴うアスリートの身体の変化や、早期復帰のための適切な運動内容等の知見がないことが課題となっています。加えて、育児をサポートする体制が十分に整えられることが絶対的に必要とされています。

アスリートはもちろん、すべての女性にとって身近で切実な問題が、スポーツの世界でも重要な課題となっているのです。このような問題と向き合いながら心身を捧げて技を磨く女性アスリートに、心からの敬意と声援を送りたいですね！

防災シンポジウムのおしらせ

防災危機管理課との共催で、防災シンポジウム「防災 JOSO2021」を開催します。

防災 JOSO2021

日時：令和3年9月12日（日） 午前9時～

場所：地域交流センター

講師：鍵屋 一 氏（跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授）

浅野 幸子 氏（減災と男女共同参画 研修推進センター共同代表）

「地域の災害対応力を強化する女性のチカラ」をテーマに、これまでの災害の教訓や現在取り組まれている全国の事例を踏まえた、おふたりの講師によるトークセッションをメインとしたシンポジウムです。ぜひご参加ください！

申込：防災危機管理課（TEL：0297-39-6000）

人権推進課（TEL:0297-21-3510）

共同参画だより



- ▶ ドメスティック・バイオレンス (DV)とは…▶ 逃げ出さないのはなぜ?
- ▶ DVの影響とは… ▶どこに相談をしたらいいの?

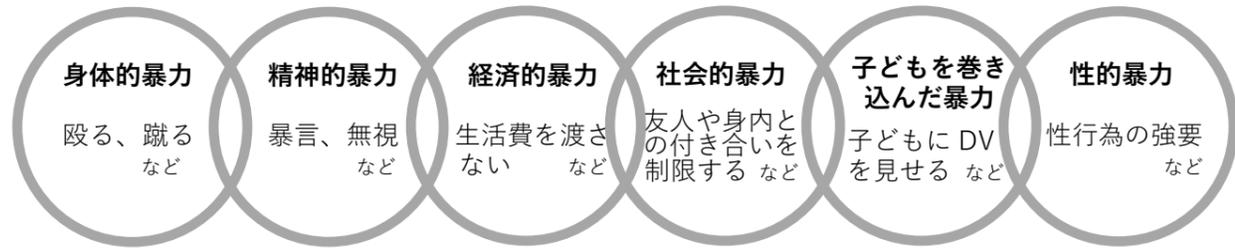
ドメスティック・バイオレンス (DV)とは…

新型コロナウイルス感染拡大に起因し、生活不安やストレスから、配偶者による暴力等の増加・深刻化が浮き彫りになっています。

「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して「DV」と呼ばれることもあります。明確な定義はありませんが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。

DVにはサイクルがあるとされています。このサイクルがすべての人に当てはまるわけではありませんが、数日・数週間で繰り返す人もいれば、何年かにわたる場合もあります。普段は優しいからといって、暴力がなくなるわけではなく、繰り返す危険性が高いのです。

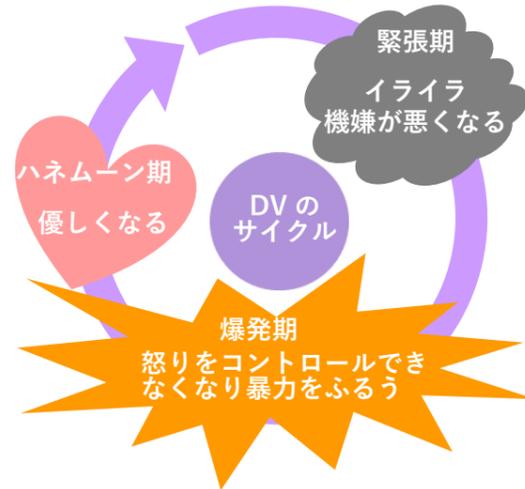
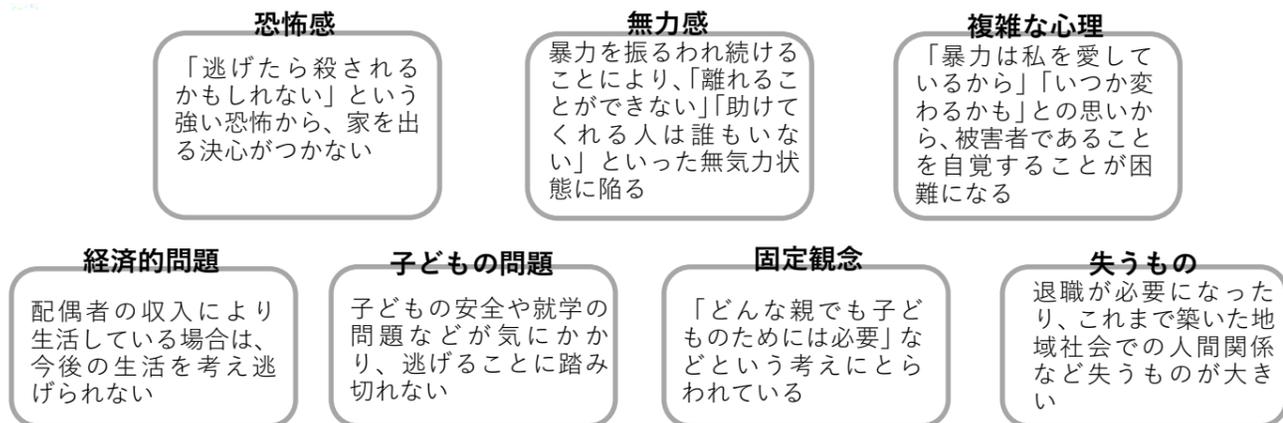
暴力には以下のような種類があるのを知っていますか。



これらの暴力は単独で起きることもありますが、多くは複数の暴力が重なって起こっています。また、子どもが見ている前で配偶者に暴力を振るうこと（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたります。

逃げ出さないのはなぜ？

被害者は「なぜ逃げないのか？」という意見も聞きますが、被害者は「逃げない」のではなく、「逃げられない」のです。「逃げない」「逃げられない」背景には、さまざまな問題が存在します。



DVの影響とは…

身体的な暴力を受けたことによる怪我は、あざ・打ち身等、多様で後遺症が残ったり、時として死に至ることもあります。

暴力により、身体的な影響を受けるにとどまらず、PTSD※を引き起こすことも多く、意図せずにある出来事が繰り返し思い出され、そのときの苦痛がよみがえったり、あらゆる物音や刺激に対して過敏に反応し、不眠やイライラが続いたりすることもあります。

この他にも、仕事を続けられなくなったり、人間不信になったり、さらには子どもへの虐待につながることもあります。

※PTSD (心的外傷後ストレス障害) 死の危険に直面した後、その体験の記憶が自分の意志とは関係なくフラッシュバックのように思い出されたり、悪夢に見たりすることが続き、不安や緊張が高まったり、辛さのあまり現実感がなくなったりする状態

いざというときに持ち出したいもの

- 現金、通帳、キャッシュカード
- 健康保険証またその写し
- 印鑑
- 鍵
- 常備薬
- 大切なものや写真
- 身分証明書(運転免許証など)
- 怪我をしたときの写真
- 医師の診断書など証拠書類
- 子どもの大切なもの(母子手帳など)

※相手にわからない場所に1か所にまとめ、すぐに持ち出せるように用意しておきましょう。

どこに相談をしたらいいの？

DVは、いかなる理由であっても、どんな間柄であっても、許される行為ではありません。また、いつでも、どこでも、誰にでも起こりうる問題で、決して「他人事」ではありません。

暴力を受けた被害者を加害者から守るために、様々な相談・支援の窓口があります。まずは、身近な窓口にご相談してください。

☎ **内閣府 DV相談ナビ #8008**
DV相談+(プラス) 0120-279-889、メール(24時間受付)
 チャット相談(12:00~22:00、11か国語対応)



・茨城県女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)
029-221-4166 (平日9:00~21:00、土日祭日9:00~17:00)

・常総市 人権推進課 **0297-21-3510**
 市ホームページではその他相談機関についても紹介しています。



・茨城県警察県民安心センター総合相談
#9110 または **029-301-9110**(24時間受付)
 ・茨城県警察女性専用相談電話
029-301-8107(24時間受付)
 命の危険がある場合は**110番**してください。

あなたの身近な人が悩んでいたら

「あなたは悪くない」と伝えてください。誰かにDVについて相談するという事は、とても勇気のいる行動です。「あなたも悪いのでは?」「あんないい人がまさか…」という言葉や態度で話を否定せず、受け止めてあげるだけでも被害者を勇気づけることになります。責めることはせず、以上の相談機関などの情報を伝えてあげてください。